

総合型地域スポーツクラブに関する調査研究

～ 県内における育成状況について ～

生涯スポーツ推進室 加藤木 紳克

平成 12 年 9 月に文部科学省から告示された「スポーツ振興基本計画」の概要は、3 つの柱で構成されており、平成 13 年度から概ね 10 年間で実現すべき政策目標とその方向性・指針などが述べられている。

3 つの柱のうち、2 つには具体的な数値目標も示されており、「生涯スポーツ社会の実現に向けた地域におけるスポーツ環境を整備・充実するための方策」に関しては、成人のスポーツ実施率（週 1 回以上）を 50% に引き上げるといふことと、そのための必要不可欠な施策として全国の市区町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成すること、そして、各都道府県に少なくとも一つは広域スポーツセンターを育成することが到達目標として掲げられた。

このように、総合型地域スポーツクラブの育成は、一過性のものではなく、国も政策として裏づけ、スポーツ振興システムの再構築に対して、変革のための一手を打ったものである。しかしながら、総合型地域スポーツクラブに対する理解や認識の度合いは様々であり、各自治体において温度差があるのが現状であり、国が掲げたスポーツ政策ではあるものの、この政策達成の成否は各地方自治体に委ねられる。

すなわち、各市町村における総合型地域スポーツクラブに対する理解や解釈、地域に何を成し遂げようとするのかという理念、さらには、この事業を成功させようとする自治体及び地域住民の信念の差異によって、この事業の成否が決定づけられる。

本県では総合型地域スポーツクラブ育成へのアプローチは始まったばかりであり、市町村の理解や認識と現状や将来展望を踏まえたうえでの施策を展開することが総合型地域スポーツクラブの育成というミッションの成否に大きく関わるものと考えられることから、本研究において、市町村の総合型地域スポーツクラブ育成の現状を明確にし、今後の施策展開の一助とする。

研究の内容と方法

- 1 研究の期間
平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日
- 2 研究の内容
県内各市町村における総合型地域スポーツクラブ育成状況等の把握及び分析
- 3 研究方法
 - (1) 文献研究
 - (2) 資料収集
 - (3) 質問紙法によるアンケート調査
 - (4) 聞き取り調査
 - (5) 電話・インターネットによる調査
- 4 アンケート調査対象
県内 37 市町村（19 市・17 町・1 村）
回答数 37 市町村（回答率 100%）

結果及び考察

- 1 スポーツ振興計画の策定について
 - (1) 市町村におけるスポーツ振興計画策定状況
昭和 36 年に策定された「スポーツ振興法」の第 4 条では、都道府県及び市町村教育委員会は、スポーツの振興に関する国の基本的計画を参しゃくして、その地方の実情に応じた計画を定めるものとされている。

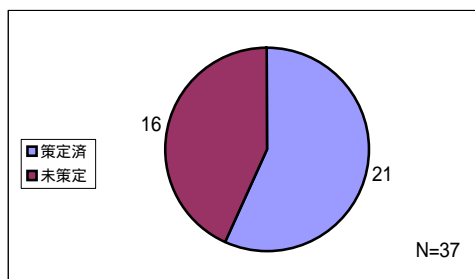


図 1 - 1 市町村スポーツ振興計画策定状況

図1-1は、平成15年度に県スポーツ課が市町村のスポーツ振興に関わる計画の策定状況を調査した結果である。

県内37市町村のうち、スポーツ振興に係る計画(単独計画及び総合計画の一部も含)がある(策定済)としているのは21地域であり、全体の57.8%である。

「スポーツ振興法逐条解説」によれば、前出のスポーツ振興法第4条の規定について、都道府県や市町村教育委員会は、国が定めた計画を参しゃくしてスポーツ振興に関わる計画を定めるとされる以外、特別の法的関係はないとし、計画の策定に際しては、その地方の自主性が尊重されているものと解してさしつかえなく、それぞれの実状に応じた具体的かつ実効的なものが定められ、大いに活用されることが期待されるとしていることから、今後も形式や内容についてもそれぞれの実情に応じたスポーツ振興計画が策定されていくものと考えられる。

(2) 総合型地域スポーツクラブに関する位置づけ

図1-2は、各市町村で、スポーツ振興に係る計画を策定していると回答している21地域のうち、総合型地域スポーツクラブの育成を計画中に位置づけているかどうかを集計したものである。

全体の1/3にあたる7地域で総合型地域スポーツクラブ育成を位置づけているという結果であった。

また、位置づける予定としている3地域に加え、現在スポーツに関わる計画がないとしている16地域の中でも、2地域が近々にスポーツ振興計画を策定し、総合型地域スポーツクラブ育成の位置づけを行うと回答していることなどもあり、今後、各市町村がスポーツ振興計画の中に総合型地域スポーツクラブの育成を位置づけていくことが期待される。

これは、先ほども述べたが、国が示した基本計画の中で、スポーツ実施率の向上に必要な施策として総合型地域スポーツクラブの育成を掲げていることが大きく影響しているものと考えられる。

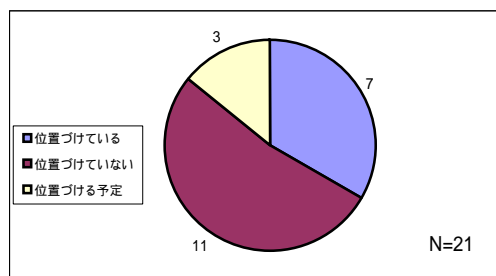


図1-2 振興計画での総合型地域スポーツクラブ位置づけ

2 総合型地域スポーツクラブの有無について

県内の総合型地域スポーツクラブ

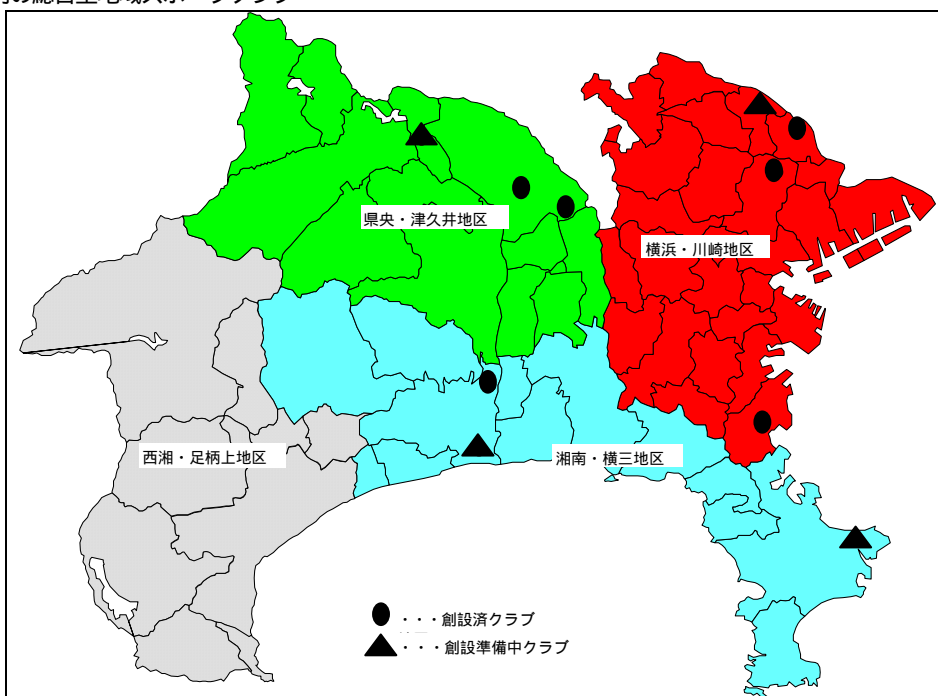


図2-1 県内の総合型地域スポーツクラブ

図2 - 1は、平成15年12月現在で掌握している県内における総合型地域スポーツクラブを県の地図上示したものである。

創設済みクラブとしては4地域で6クラブ、創設準備中については、3地域で3クラブ(地域数はいずれも所在地)である。

地図上に示されたクラブの位置関係を見ていくと、現状では県内の西部、特に西湘・足柄上地区には総合型地域スポーツクラブがないことが伺える。

ここでは、本県におけるこうした総合型地域スポーツクラブについての現状を踏まえ、市町村の状況を見ていくこととする。

総合型地域スポーツクラブに関する認知

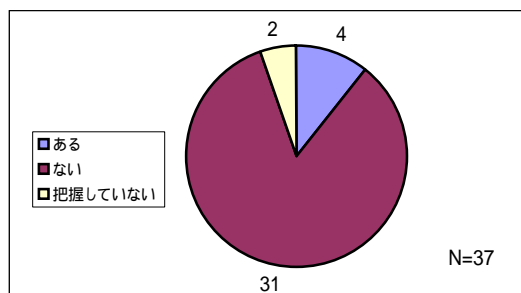


図2 - 2 総合型地域スポーツクラブの把握状況

図2 - 2は、総合型地域スポーツクラブの有無(民間も含)についての市町村における把握状況を見たものである。

自地域内に総合型地域スポーツクラブが「ある」と回答しているものが4、「なし」が31、「把握していない」が2であった。

「ある」と回答している市町村の中で、行政主導で立ち上げたものは1地域のみであり、他のものは、民間団体(NPO法人等)の総合型地域スポーツクラブの存在を掌握しているということである。

図2 - 1で見取れるように、県内の総合型地域スポーツクラブは所在地が4地域で6クラブあり、市町村の把握状況と合致している。

また、把握していないとしている2地域以外は、明確に「ない」としていることから、民間レベルの活動も含めて総合型地域スポーツクラブの活動状況については、各市町村ともに関心を示しているものと考えられる。

ただ、民間団体(NPO法人等)の活動では、総合型地域スポーツクラブであると名乗らない限り、各市町村で把握するのがなかなか困難な状況であり、「把握しようにも明確な基準がないのでどうにもならない。」といった言葉も聞かれる。

文部科学省が示す「クラブづくりの4つのドア」では、

総合型地域スポーツクラブの「総合型」とは3つの多様性を包含しているとしており、種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性をあげている。

また、「地域」とは活動拠点を中心として、会員が自転車で無理なく通える範囲とし、総合型地域スポーツクラブは、このような「地域」における「総合型」のスポーツクラブであり、内輪で楽しむ「私益」ではなく、地域の住民に開かれた「公益」を目指した、経営意識を有する非営利的な組織であるという考え方を示している。

しかしながら、総合型地域スポーツクラブの考え方については、スポーツ振興計画の策定で挙げたことと同様に、各地域の実情に応じて育成していくことが必要であることから、各地域ごとに総合型地域スポーツクラブの形態や活動内容について地域の人たちが共通認識を深めるとともに、独自性を発揮していくことが重要であると考えられる。

創設準備中のクラブに関する認知

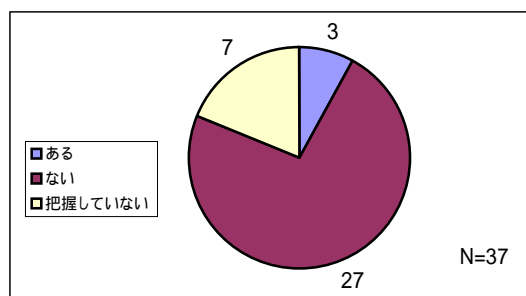


図2 - 3 創設準備中クラブの把握状況

図2 - 3は、同じように総合型地域スポーツクラブとして創設準備中のクラブ(組織)の状況について調査したものであるが、創設準備中の総合型地域スポーツクラブが「ある」と回答しているものは3、「ない」が27、「把握していない」が7であった。

しかし、実態としては創設準備中のクラブについては、行政主導によるものが2地域と、民間団体(財)日本体育協会の支援によるものが2地域あり、合計4地域に創設準備中のクラブがある。

今回の調査では、創設準備中の総合型地域スポーツクラブがあると回答しているものは3地域であり、1地域は把握していないとしている。

また、創設済みクラブの把握状況に比べ、創設準備中のクラブについては、行政主導で育成されるもの以外については把握しづらい状況にあるものと考えられることから、今後、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(仮称)のような組織づくりを目指したネットワークの構築に努める必要があると考える。

総合型地域スポーツクラブに関する普及・啓発事業

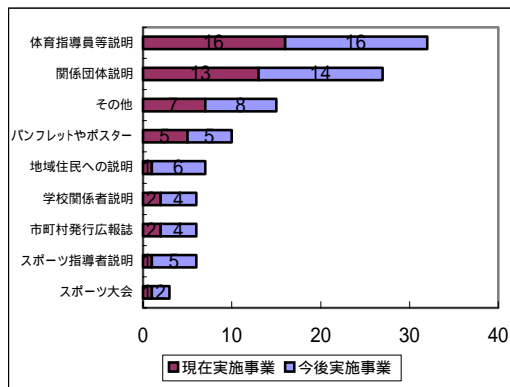


図3 現在及び将来実施する(している)普及啓発事業

図3は、現在市町村が実施している総合型地域スポーツクラブ育成に関する普及・啓発事業として実施しているもの及び今後実施予定の事業項目について、単純集計で数の多い順に整理したものである。

県内市町村においては、体育指導委員や青少年指導員といった市町村の非常勤職員等への説明会の開催が16と最も多く、事業全体の33.3%を占めている。次に体協等関係団体の説明会開催が13で、27.1%と続いている。

今後実施予定の事業では、地域住民への説明会開催が1から6へ、スポーツ指導者への説明会開催が1から5に増えているのが顕著であり、スポーツ行政関係者及び関係団体への認識が広まり、普及・啓発の対象を順次、地域住民等の活動主体へ移行しつつあることが推測される。

いずれにしても、各市町村で特徴的な取り組みを行っているものは少なく、行政と地域とのコーディネートを行う体育指導委員や青少年指導委員や体育協会、レクリエーション協会といった関係団体への説明を行いながら今後の育成方法について苦慮しているものと考えられる。

総合型地域スポーツクラブへの助成

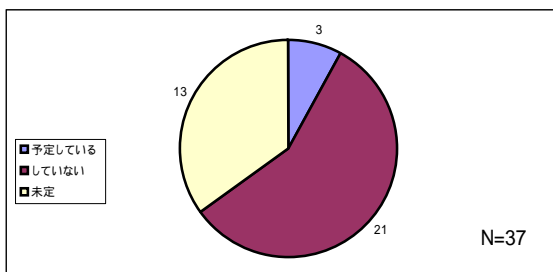


図4-1 スポーツ振興くじからの助成交付申請予定

図4-1は、平成14年度から創設された「スポーツ振興くじ」における「総合型地域スポーツクラブ活動支援事

業」への交付申請についての予定を調査したものである。

交付申請予定があると回答している市町村は3であり、予定していないが21、未定が13であった。

交付申請予定の内訳を見ても、平成16年度事業への申請予定が2（創設支援事業1、活動支援事業1）、平成17年度予定が1（創設支援事業）となっている。

現状では、スポーツ振興くじの販売実績が伸び悩みを見せている現状もあり、各市町村が慎重な対応を見せている状況が伺える。

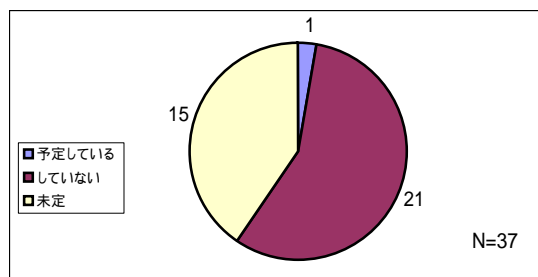


図4-2 市町村からの助成金交付予定

図4-2は、市町村から総合型地域スポーツクラブへ助成を行う予定の有無を尋ねたものである。

予定があると回答したのは1市で、前出のスポーツ振興くじ創設支援事業申請対象であり、市が申請したスポーツ振興くじ助成を含めた補助となっている。その他、予定なしが21、未定が15となっており、スポーツ振興くじや国の補助金等がない限り、市町村が単独で資金の支援を行うことは困難であると考えられる。

クラブマネージャー養成事業

図5は、クラブマネージャー養成事業の開催予定について尋ねたものであるが、予定なしが20、未定が17であり、実施予定の市町村は皆無であった。

現在、文部科学省においても総合型地域スポーツクラブ育成に向けた政策展開の中で、人材の発掘及び養成については、重点的に取り組んでおり、平成12年度から「総合型地域スポーツクラブマネージャー養成講習会」を開催(9日間で63時間)し、全国から、毎年150名程度を育成、地域でのクラブづくりの中心として活躍する人材を排出している。

人材養成の中でも、クラブマネージャーという特殊な人材については、既存のシステムの中では、市町村が独自に実施することが難しいと考えられる。

文部科学省が「広域スポーツセンターの参考指針」の中で、総合型地域スポーツクラブ設立と運営に関わる人材の育成については、広域スポーツセンター(都道府県)の役割であると述べているように、各市町村においてもクラブマネージャー等の人材育成については、聞き取り調査の結果

からも、県が実施して欲しいという要望が強かった。

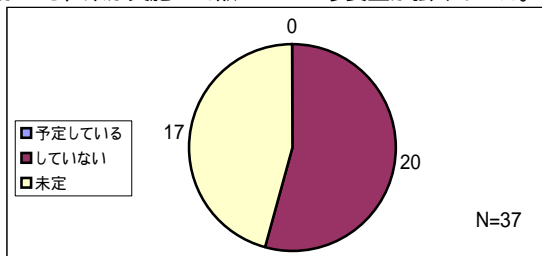


図5 クラブマネジャー養成講習会開催予定

クラブに対する指導者派遣事業について

図6は、総合型地域スポーツクラブに指導者を派遣する事業の有無について尋ねたものである。

予定なしが18、未定が19であり、実施予定の市町村は無であった。

これは、総合型地域スポーツクラブの育成が進んでいないという現状においては当然のことと言える。

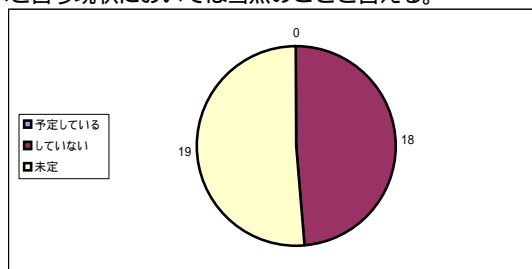


図6 指導者派遣事業実施予定

総合型地域スポーツクラブ育成のメリット

次に、市町村は総合型地域スポーツクラブ育成についてどのようなメリットを感じているのか、という点に注目して見てみることにする。

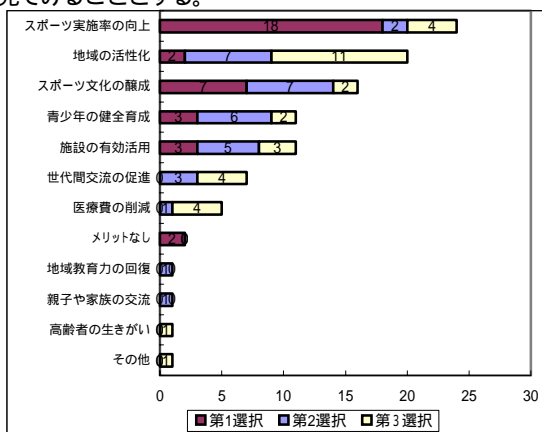


図7-1 総合型地域スポーツクラブ育成のメリット

図7-1は、挙げられた項目について重要度については考慮せず、単純集計で数の多い順に整理したものである。

スポーツ実施率の向上、地域の活性化、スポーツ文化の醸成といった項目が上位を占めており、文部科学省がスポーツ振興基本計画の中で強調している部分と合致している点は注目に値する。

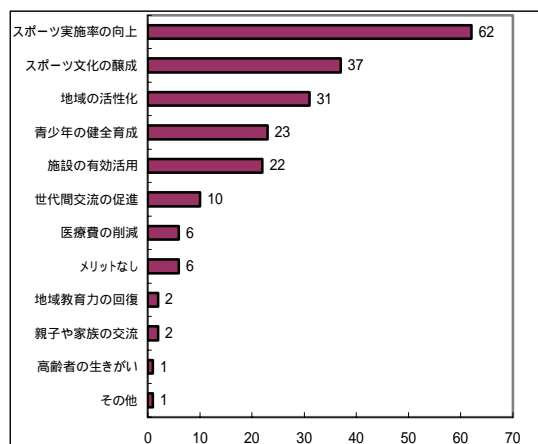


図7-2 総合型地域スポーツクラブ育成のメリット(得点順)

次に、複数回答で、重要度別に3項目まであげてもらっているものであることから、第1選択を3点、第2選択を2点、第3選択を1点として、得点化してまとめたものが図7-2である。

図7-1と同様、スポーツ実施率の向上が62点と一番多く、以下、スポーツ文化の醸成が37点、地域の活性化が31点と上位を占めている。

メリットなしと回答している2地域があったが、深く原因を探る必要がある。

総合型地域スポーツクラブ育成に関する問題点

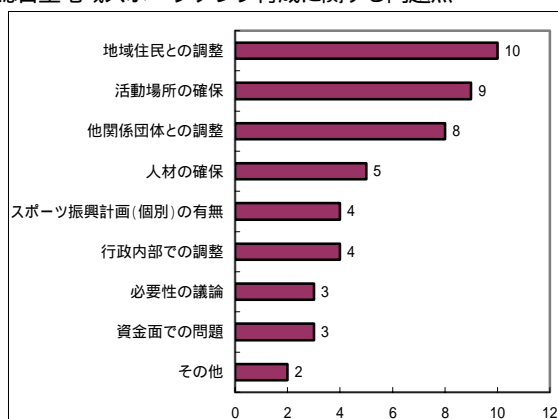


図8 総合型地域スポーツクラブ育成に関する問題点

図8は、市町村が総合型地域スポーツクラブ育成に向けた課題や問題点として自由記述したものを、項目別に分類したものである。

最も多かったのが、地域住民への普及や意識付けといった、地域住民との調整関係の項目が10の地域から挙げられている。

次に多かったのが活動場所の確保で9、既存団体との関係や調整が8と続いている。

このことから、市町村が総合型地域スポーツクラブ育成施策を展開する場合の問題点は、活動場所の確保である。

現状では学校開放や公共スポーツ施設が満杯状態であ

ることから、活動している既存の団体やクラブとのトラブルになりかねない場合があり、調整が難しいなどの問題に直面することが多いものと考えられる。

また、同様に、先の活動場所の問題とも絡み、場所の既得権を有するスポーツ関係者や団体との調整に関しても様々な問題が生じているものと考えられる。

その他、場所や対外的な問題のみならず、身近な課題としては行政内部でも総合型地域スポーツクラブの考え方が理解されず、予算措置や計画策定上でも様々な問題が生じていることが考えられるのである。

県及び市町村の役割分担

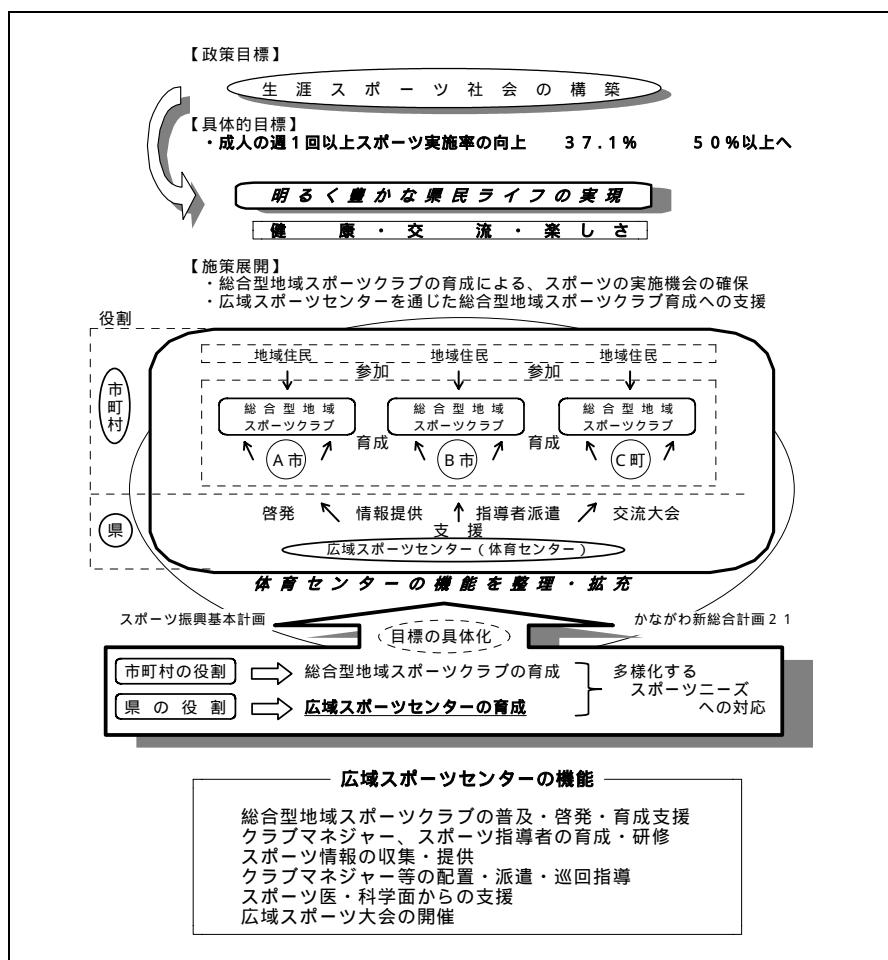


図9 県及び市町村の役割分担イメージ

図9は、総合型地域スポーツクラブ育成に関して、県及び市町村の役割分担についてスポーツ振興基本計

画に基づいたイメージ図である。スポーツ振興基本計画の中で、市町村は直接的な総

合型地域スポーツクラブの育成、都道府県は広域スポーツセンターによる、個々の市町村及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行うことが望まれている。

市町村からの要望として、アンケートの自由記述の中に記載されていた事項として、県には「総合型地域スポーツクラブ育成に関する指導・助言」「人的・資金的助成」「クラブマネジャー育成」「情報提供」等の項目について担って欲しいという項目が多く、県は今後も体育センターに広域スポーツセンター機能を拡充し、市町村に対して、クラブマネジャー等の人材育成や情報提供、クラブ育成に関する支援を行っていくことが必要であると考えられる。

まとめ

今回の調査については、市町村行政のみを対象としており、この結果だけで全てを語り尽くすことは到底不可能である。

しかし、市町村が総合型地域スポーツクラブの育成に向けて確実に歩みを始めていることは間違いのないものと考えられる。

今後とも、市町村や民間の現状も含めて、地域のニーズと特性に見合った総合型地域スポーツクラブ育成方策について模索していく必要性があり、そのためには県としては、体育センターが行ってきた「広域スポーツセンター育成モデル事業」の成果を踏まえ、クラブマネジャーなどの人材育成や活動場所の確保に伴う公共スポーツ施設開放の促進についてリーダーシップを発揮していくことが望まれる。

また、どれだけ、市町村や関係団体の密接な連携を図ることができるか、行政が地域住民や民間との協働にどこまで踏み込んでいられるかが鍵を握っているものと考えられる。

今後の課題

地域コミュニティの再生を目指し、国が提唱してきた「スポーツ教室からクラブづくり」を目指した1970年代のスポーツ振興施策は、スポーツ実施者の拡大という意味では、多大な成果を収めてきた。

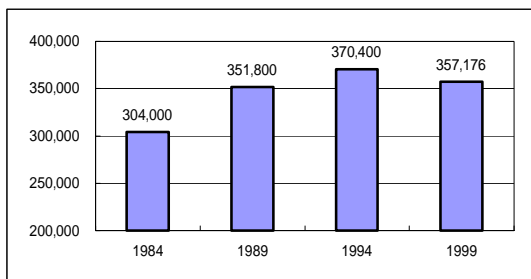


図 10 - 1 我が国スポーツクラブ数の推移

図 10 - 1 は、平成 12 年に(財)日本スポーツクラブ協会が調査したものであり、その中で、平成 11 年度時点で、全国に約 36 万のスポーツクラブがあるとしている。

国の施策により、スポーツ人口が拡大するとともに、クラブ数は増大し、多くの国民がスポーツを生活の一部として活動に励んでいる現実、大変喜ばしいことであり、本県においても多数のクラブが活動しているという事実は間違いない。

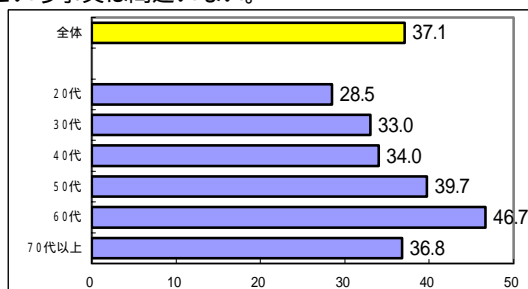


図 10 - 2 県民のスポーツ実施率

図 10 - 2 は、平成 13 年度に県が行った「県民の体力・スポーツに関する調査」の結果であり、成人の県民が少なくとも週 1 回以上スポーツを行う実施率としては 37.1% であり、国が行った同様の調査とほぼ同じ数値を示している。

しかしながら、同調査では、36 万スポーツクラブの平均構成員は 28 名と小規模のクラブであり、その 94.6% は単一種目型であると述べていることから、我国におけるクラブは単一種目のチームといった色合いが濃く、「私益」を共有する集団である場合が多いのではないかと指摘がある。

つまり、気の合う仲間同士が好きなときに好きなことをやる。したがって、活動は閉鎖的で排他的な傾向が少なからず存在している可能性があり、スポーツをやりたい全ての人が、必ずしもスポーツを実践できたわけではなかったという事実もある。

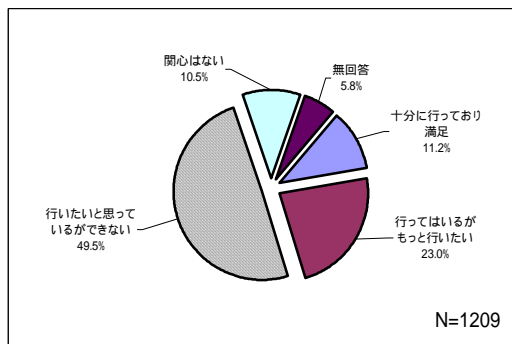


図 10 - 3 県民のスポーツ満足度

図 10 - 3 のように、県が行った調査の中でも、県民の 49.5% が、何らかの理由でスポーツが行いたくてもできないと回答していることから、今後、こうした住民ニーズに応えるためにも、従前のクラブや団体に対する支援と平行して、既存システムの中ではスポーツに参加してこなかった、あるいはできなかった人々へスポーツの機会を提供できる「公益」性を有する集団（総合型地域スポーツクラブ）を育成していくことが急務であると考えられているのである。

国は「スポーツ振興基本計画」の中で、総合型地域スポーツクラブの育成を通じてスポーツ実施率を上げていくと言う施策展開を模索している。

その計画を受けて、本県においても、平成 27 年（2015 年）までに成人の週 1 回以上スポーツ実施率を 50% にしていくという具体的な目標を掲げ、平成 16 年 8 月には「スポーツ振興指針（仮称）」を策定する方向で準備を進めているところである。

福島大学の黒須らによれば、平成 15 年 1 月現在、全国の総合型地域スポーツクラブ（創設準備中も含む）は、1,135 に上る。

総合型地域スポーツクラブの立ち上げ形態は様々であり、地域における人口や地域性、施設の有無や年齢構成等により多種多様である。

本県においては、一部の地域を除き総合型地域スポーツクラブの育成は始まったばかりである。

総合型地域スポーツクラブ育成の課題である活動場所の確保、人材の育成、既存のスポーツクラブ間の連携体制の強化等、山積している課題を解決していくことが総合型地域スポーツクラブの育成のみならず、全てのスポーツ振興へつなげる道の 1 つであると考ええる。

終わりに

総合型地域スポーツクラブの育成は、単にスポーツの実施率を延ばし、スポーツ人口を増やすことだけにとどまらない。

地域全体の活性化や健康・体力づくり、医療費の削減や高齢者の生きがいづくり、青少年の健全育成等の地域全体が抱える諸問題に対する解決策の 1 つとして提唱されるものである。

先にも述べたが、スポーツ振興基本計画で謳っている「全国の市区町村に少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する」とあるのは、国の政策目標として掲げているものであり、県や市町村の義務ではない。

しかしながら、「スポーツは世界共通の言語」と言われるように、スポーツを介して人と人が触れ合うことで、コミュニケーションの形成や仲間づくりを行うに

は絶好のツールである。

総合型地域スポーツクラブは創らなければいけないのではない。

スポーツを通じて地域の発展のために何ができるのか？そのことを考えるときに、総合型地域スポーツクラブの考え方は、我々に多くの示唆を与えてくれるものなのであろう。

終わりに、本調査にあたり協力いただいた市町村教育委員会を始め、関係の皆様から感謝の意を表しますとともに、総合型地域スポーツクラブの育成を通じて、スポーツが地域に根づき、明るく、豊かに、健康で活力に満ちた神奈川県となるよう期待するところである。

【主な参考文献】

- 1) 川口頼好、西田剛：逐条解説「スポーツ振興法」1961
- 2) SSF 笹川スポーツ財団：「スポーツ白書 2010」2001
- 3) 文部科学省：「クラブづくりの 4 つのドア」2001
- 4) 文部科学省：「広域スポーツセンターの参考指針」2002
- 5) 文部科学省：「21 世紀のウエーブ生涯スポーツ 2003」2003
- 6) 黒須 充：「第 2 回総合型地域スポーツクラブ育成状況に関する調査報告書」2003
- 7) 神奈川県教育委員会：「県民の体力・スポーツに関する調査」2002
- 8) 県スポーツ課：「平成 15 年度市町村スポーツ関係事項調査」2004